特集
火災の被害を軽減するために

火災は、発生させないための予防と併せて、発生してしまった場合に被害を軽減するための対策が重要です。今号では、火災の発生に備えて実施しておくべき対策などについて紹介します。

問・住宅用火災警報器、催し会場での火災対策について▼市消防本部予防課予防担当☎(260)5778 FAX(262)0119。・消火器の詰め替えについて▼市消防署管理課庶務担当☎(260)5779 FAX(262)0119。

住宅用火災警報器の確認を

■定期的な点検が必要です

消防法により、全世帯に住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから3年が経過しました。住宅用火災警報器を設置していても、点検をしなければ、火災発生時に正常に作動しないおそれがあります。いざというときのために、月に1回程度点検をしましょう。

点検のポイント▼

①電池切れや故障がないか作動確認をする(下図参照)。

②ほこりがかぶっていたら、からぶきをする。

※詳しくは取扱説明書をごらんになるか、メーカーにお問い合わせください。

■取り付け支援制度のご利用を

住宅用火災警報器の高所への取り付けが困難な人を対象に、取り付け支援を実施しています。対象者の住宅に職員が訪問し、同警報器を取り付けます。詳しくは、市消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

■住宅用火災警報器の作動確認方法(代表例)

丸形タイプ　ひもを引いて「ピーピーピー、火事です」と鳴ったら正常です。

角形タイプ　ボタンを押して「ウーウーウー、火事です」と鳴ったら正常です。

※点検方法や作動確認音は機種によって異なります。

■奏功事例が報告されています

住宅用火災警報器を取り付けていたおかげで被害を軽減できた事例が報告されています。

事例1　居住者が就寝中に、台所のごみ箱から出火。住宅用火災警報器の音で目を覚まし、火が出ていることに気づいた。すぐに初期消火に取りかかり、被害拡大を免れた。

事例2　共同住宅の居住者が、ガスこんろをつけたまま外出し、煙が発生。近隣住民が住宅用火災警報器の音に気づき119番通報。すぐに消防隊が駆けつけ、火災に至らずに済んだ。

消火器を備えましょう

消火器は、各家庭での設置義務はありませんが、初期消火に有効な器具です。火災発生時に速やかに消火活動ができるよう、ぜひ備えておきましょう。

■初期消火に協力した消火器を無償で詰め替えます

市では、火災発生時に初期消火に協力するために使用した消火器の詰め替えを無償で実施しています。4月からは、消防法の定めにより設置する消火器も対象となりました。

対　象▼市内で発生した火災の消火活動に協力するために使用した消火器で、製造から8年未満のもの(消防法の定めにより設置してある消火器を当該建物の消火に使用した場合や火災を発生させた人の消火器は対象となりません)

申し込み▼使用した消火器を市消防署各署所へ直接持参。

※詰め替えの期間中は、申請により代替の消火器を貸し出します。

催し会場での火気器具の使用は十分な対策を

夏祭りなど、多くの人が集まる催し会場では、火災が起きた場合に大きな被害が発生するおそれがあります。催し会場で火気器具を使用するときの注意点(下図参照)を守りましょう。

■消火器設置を義務化

市では、6月に大和市火災予防条例を一部改正。多くの人が集まる催しで火気器具を使用する場合に、消火器を設置することを義務づけました。対象となる催しの主催者や出店者などは、必ず消火器を設置しましょう。

対象となる催し▼一定の時間・場所に人が集まることで混雑が生じ、火災が発生したときに大きな被害となるおそれがある催し(家族や友人どうしなどの個人的な集まりは除く)

対象となる火気器具▼気体・液体・固体燃料を使用する器具および電気を熱源とする器具(ガスこんろ、発電機、ホットプレートなど)

消火器の種類／数▼使用する火気器具の種類や周囲の状況に適した消火器(住宅用消火器は不可)／火気器具一つにつき1本。

※具体的な消火器の種類や一つの露店に複数の火気器具がある場合については、市消防本部予防課にお問い合わせください。

■催し会場で火気器具を使用するときの注意点

市長見聞録

大和市長
大木 哲

市民の皆さん、こんにちは。

今回は、三つのことをお話ししたいと思います。

通院費助成を「中学校卒業まで」に拡大

本市は7月から、従来「小学校卒業まで」としていた通院費の助成対象を、「中学校卒業まで」に拡大しました。これまで中学生の皆さんには保険診療を受ける際に3割をご負担いただいていましたが、無料となりました。市民の皆さんの、お子さんにかかる経済的負担を少しでも軽減できたらと考え、所得制限を設けつつ実施しました。

通院費助成については平成22年7月、それまで「小学校入学前まで」としていた対象を「小学校卒業まで」に広げていました。今回、さらに対象を拡大したことになります。市民の皆さんにはぜひ制度を知って、ご活用いただきたいと思います。

第3子以降の給食費助成をスタート

市立小・中学校や公立特別支援学校の小・中学部に在籍するお子さんが3人以上いるご家庭に対し、第3子以降の学校給食費について全額助成を開始しました。県内の市では初めての取り組みです。

学校給食費は1人当たり年間4~5万円かかり、お子さんの多い家庭には重い経済的負担となっています。その軽減を図ろうと始めました。全国的に少子化が進む中、子どもを育てやすい自治体にしたいという思いもありました。

本市はこれまで、お子さんを授かるようにする治療への助成を次々と実施してきました。一般不妊治療、不育症治療、特定不妊治療への助成です。本市は今後も、お子さんを生む、育てるという両面において、市民の皆さんを支援していきたいと考えています。

「大和ゆとりの森」新施設がオープン

「大和ゆとりの森」に7月、さまざまな新施設がオープンしました。

テニスコートは照明付きの人工芝コートを8面設け、午後9時まで利用できるようにしました。中規模多目的スポーツ広場にはコート4面を整備し、市営施設で初めてフットサルができる場所としました。バスケットボールやバレーボール、ハンドボール、キャッチボールも楽しめます。さらにバーベキュー広場には野外卓36か所と洗い場6か所を設けました。

新たに誕生したスポーツとレクリエーションの拠点を、市民の皆さんにはぜひご利用いただきたいと思います。

今回は、この辺で・・・。

「やまとｅモニター」の登録募集中(http://www.city.yamato.lg.jp/web/kouhou/e-monitor.html)。
問い合わせは各課のホームページ「組織の紹介」からも受け付けています。